平成２３年（フ）第２１２６号
東京都千代田区岩本町１丁目２－８－３Ｆ
債務者　新井　英晴
1　決定年月日時　平成23年２月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　古田　利雄
4　破産債権の届出期間　平成23年３月23日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　平成23年５月27日午後３時
6　免責意見申述期間　平成23年５月27日まで
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第１７９６号
神奈川県綾瀬市綾西４丁目６―18
債務者　野地　俊明
1　決定年月日時　平成23年２月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　佐藤　高章
4　破産債権の届出期間　平成23年３月30日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　平成23年５月31日午後２時30分
6　免責意見申述期間　平成23年５月31日まで
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第１５５号
東京都小金井市中町２丁目10番７号、住民票上の住所東京都武蔵野市吉祥寺南町５丁目８番24号田中ビル
債務者　山口　　順
1　決定年月日時　平成23年２月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　鈴木　　周
4　破産債権の届出期間　平成23年３月25日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　平成23年６月１日午前10時
6　免責意見申述期間　平成23年６月１日まで
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２３年（フ）第１５６号
東京都小金井市中町２丁目10番７号、住民票上の住所東京都武蔵野市吉祥寺南町５丁目８番24号田中ビル
債務者　山口　節子
1　決定年月日時　平成23年２月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　鈴木　　周
4　破産債権の届出期間　平成23年３月25日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　平成23年６月１日午前10時
6　免責意見申述期間　平成23年６月１日まで
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２３年（フ）第１６８９号
東京都中野区中野２丁目―27―19―1118
債務者　石井めぐみ
1　決定年月日時　平成23年２月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　野嶋　真人
4　破産債権の届出期間　平成23年３月23日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　平成23年６月２日午前11時
6　免責意見申述期間　平成23年６月２日まで
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第１７４４号
東京都品川区大崎５丁目２－１―1001
債務者　川嵜　浩基
1　決定年月日時　平成23年２月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　二神　俊和
4　破産債権の届出期間　平成23年３月23日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　平成23年６月２日午後１時30分
6　免責意見申述期間　平成23年６月２日まで
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第２０７３号
神奈川県相模原市中央区矢部１丁目７―17―102
債務者　殿岡　勇一
1　決定年月日時　平成23年２月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　勝野めぐみ
4　破産債権の届出期間　平成23年３月23日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　平成23年６月２日午後３時
6　免責意見申述期間　平成23年６月２日まで
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第２０６２号
神奈川県横浜市金沢区釜利谷西２丁目１―16―202
債務者　井上　廣子
1　決定年月日時　平成23年２月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　太田　大三
4　破産債権の届出期間　平成23年３月23日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　平成23年６月３日午前10時30分
6　免責意見申述期間　平成23年６月３日まで
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第２３９４号
東京都江戸川区西小岩１丁目４―12―２階
債務者　成ケ澤剛毅
1　決定年月日時　平成23年２月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　村上　　泰
4　破産債権の届出期間　平成23年３月23日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　平成23年６月３日午後２時
6　免責意見申述期間　平成23年６月３日まで
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第３号
千葉県佐倉市上志津原334番地184
債務者　山本　　豊
1　決定年月日時　平成23年２月22日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　濟木　昭宏
4　破産債権の届出期間　平成23年３月22日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　平成23年６月７日午前10時
6　免責意見申述期間　平成23年６月７日まで
千葉地方裁判所佐倉支部

平成２３年（フ）第１８６９号
神奈川県川崎市多摩区枡形６丁目３―60―103
債務者　武内　一弥
1　決定年月日時　平成23年２月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　阿部信一郎
4　破産債権の届出期間　平成23年３月30日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　平成23年６月７日午後２時30分
6　免責意見申述期間　平成23年６月７日まで
東京地方裁判所民事第20部

破産手続開始・破産手続廃止及び免責許可申立てに関する意見申述期間

平成２３年（フ）第４号
北海道磯谷郡蘭越町字三和414番地
債務者　菅根　浩二
1　決定年月日時　平成23年２月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月26日まで
札幌地方裁判所岩内支部

平成２３年（フ）第４号
茨城県行方市山田1194番地
債務者　原田　一靖
1　決定年月日時　平成23年２月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月26日まで
水戸地方裁判所麻生支部

平成２２年（フ）第２５８号
長野県上田市東内2547番地
債務者　齋藤　峰干
1　決定年月日時　平成23年２月23日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月26日まで
長野地方裁判所上田支部

平成２２年（フ）第２５９号
長野県千曲市大字磯部801番地４　美さきアパート205号
債務者　島田ひさみこと　余　　純徳
1　決定年月日時　平成23年２月23日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月26日まで
長野地方裁判所上田支部